

日本取引所グループ金融商品取引法研究会
会社法制の見直しについて

平成 29 年 9 月 22 日
京都大学 前田雅弘

—「会社法研究会報告書」公表とその後の動向

I はじめに

- 法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会で審議開始（平成 29 年 4 月 26 日）
[http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00297.html]。
 - ・法務大臣から会社法制見直しに関する諮問（平成 29 年 2 月 9 日）。
「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい」。
- 会社法制見直しの諮問がされた背景。
 - ・平成 26 年改正法施行（平成 27 年 5 月 1 日）後の動き。
 - －社外取締役設置の普及、監査等委員会設置会社制度の利用拡大など。
 - －コーポレートガバナンス・コード + スチュワードシップ・コード。
 - －コーポレート・ガバナンス関係の報告書、株主総会電子化に関する報告書など。
 - ・平成 26 年改正法附則=施行後 2 年を経過した段階で、「社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し」、必要があれば「社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずる」ものとする（25 条）。
- 「会社法研究会」（商事法務研究会に設置）における準備作業。
 - ・平成 28 年 1 月～平成 29 年 3 月まで 14 回の会合。
 - ・審議結果=会社法研究会報告書（平成 29 年 3 月 2 日、商事法務 2129 号 4 頁）
[<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw>]。

II 株主総会に関する手続の合理化

1 株主総会資料の電子提供制度の新設

1-1 新たな電子提供制度の導入

- 「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）。
- 「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の提言（「株主総会の招集通知関連の電子提供の促進・拡大に向けた提言～企業と株主・投資家との対話を促進するための制度整備～」（平成 28 年 4 月 21 日））。
- 現行の制度は、株主の個別の承諾を要するなど、利用しにくく、利用は進んでいない。
 - ・ウェブ開示の制度も、個別注記表と連結注記表にしか利用していない会社が多い。
- 電子提供。
 - ・会社側の費用削減だけでなく、株主への情報提供がより充実し、株主にとっての検討時間が拡大し、また会社と個人株主とのコミュニケーションの充実を図ることができる。

1-2 基本的な仕組み

- 招集に際して株主に提供すべき資料（「株主総会資料」）をすべてインターネット上のウェブサイトに掲載し、株主に対する書面による招集通知には、当該ウェブサイトのアドレス等の基本的な事項のみを記載する案。

1-3 株主総会資料のウェブサイトへの掲載

- ウェブサイトへの掲載期間。

- ・招集通知を発した時から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間とする案。
←株主が書面での通知を受けて、直ちにウェブサイトにアクセスできるようにする。
←決議後3か月＝決議取消しの訴えの提訴期間（831条1項）。

- ウェブサイトに掲載した事項についての修正。

- ・その旨およびその事項をウェブサイトに掲載できることとする案。
- ・修正事項の重要性等を考慮し、修正が招集手続の著しい不公正に当たることあり。

1-4 ウェブサイトのアドレス等の書面による通知

- ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項は、従来どおり原則として書面で通知。

- ・会社法研究会では「アクセス通知」。

- 書面による通知の記載事項。

- ・ウェブサイトのアドレスのほか、株主総会の日時・場所・議題などの基本的事項だけ。
- ・会社が任意に追加の事項を書面で提供することは禁じられない。
⇒議決権行使書面の同封。

- 書面による通知の発送期限。

- ・株主総会の日の3週間前または4週間前とする案。
- ・現行法＝公開会社では株主総会の日の2週間前（299条1項）。

1-5 書面交付請求権

- 株主に書面交付請求権を保障する案。

- ・書面交付請求権＝株主がウェブサイトに掲載すべき事項を記載した書面を自らに交付するよう請求することのできる権利。
- ・一方では、デジタルデバイドの弱者にとって、書面での交付をなくすと実質的に議決権行使が制限されるおそれ。
- ・他方では、書面交付請求権を認めると、電子化の意味が乏しくなる。

- 書面交付請求権の行使期限。

- ・A案＝書面による招集通知発送期限の1週間後まで。
－株主は、書面での招集通知に記載された議題を見て、株主総会ごとに書面交付請求をするかどうかを選択できる。
- ・B案＝議決権行使の基準日株主であって基準日までに書面交付請求をした者に対してのみ、書面を交付すれば足りる。
－株主の属性として早期に登録しておく。
－株主名簿および振替口座簿の記載事項とともに検討事項。
－電子提供を利用する場合にはその旨の定款の定めを要することとする案。
- ・会社側の事務負担を考慮し、B案を支持する意見が多い。

1-6 電子提供の義務付け

- 電子提供の制度を利用する会社の範囲は限定しない。
- 一定範囲の会社（たとえば上場会社）について、電子提供制度の利用を義務付けるか。
 - ・制度のわかりやすさから、義務付けるべきとの指摘あり。

1-7 ウェブサイトへの掲載の調査と掲載の中止

- ウェブサイトへの掲載期間中は、掲載事項に係る情報が掲載されているかどうかについて、調査機関に調査を行うことを求めなければならないとする案。
 - ・現行法上の電子公告（941条）と同様の調査制度。
 - ・株主総会の招集手続の瑕疵は株主総会決議の取消事由（831条1項1号）。事後に訴訟で証明できる手段を確保。
- 掲載の中止が生じた場合でも、一定の要件を満たせば、電子提供の効力に影響を及ぼさないものとする案。
 - ・サーバーのダウン等、またはハッカー・ウィルス感染等による改ざん等が生じた場合、常に電子提供が無効になると、会社に酷であり、また株主の混乱を招く。

2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

2-1 濫用的な行使への制限の必要性

- 株主提案権の濫用的な行使事例。
 - ・内容面——著しく些末な提案の事例、または個人的目的もしくは会社を困惑させる目的で行使されたと見られる事例。
 - ・議案の数——1人の株主が膨大な数の議案を提案した事例。
- 現行の拒絶事由=議案が法令・定款に違反する場合、または最近3年以内に10%未満の賛成しか得られなかつた議案と実質的に同一である場合（304条但書・305条4項）。
=昭和56年改正当時、総会屋による濫用的な行使を念頭において定められた拒絶事由。
- ・株主提案権が株主たることと関係のない利益のために行使され、これにより会社の利益が侵害される場合には、株主権の濫用として、権利行使を拒むことができる。
=権利濫用とされた事例（東京高判平成27年5月19日金融・商事判例1473号26頁）。
- ・しかし、株主権濫用に当たることの立証責任は会社側が負担。「権利濫用」という要件では、提案を拒絶するのは現実には困難。

2-2 提案できる議案の数の制限

- 1人の株主があまりに多数の議案を提案することは、審議の時間を無駄に割くことになり、株主総会の意思決定機関としての機能が害されるおそれあり。また、会社側での検討に要するコスト、招集通知の印刷等に要するコストも不当に大きくなるおそれあり。
- 何個が適切か。
 - ・あまりに多いと問題の解決にならず、他方あまりに少ないと正当な提案権行使を妨げてしまう。
- 議案の数え方。
 - ・役員の選任議案は1候補1議案。
 - ・取締役会設置会社において「役員選任議案・解任議案を除いて10個まで」という案。

- ・定款変更議案をどのように数えるか。実質的な内容の固まりごとか。

○議題提案権（303条）・議場での議案提案権（304条）には個数制限を及ぼさない案。

2-3 不適切な内容の提案の制限

○類型的に権利濫用に当たることが明確なものを具体的に例示。

- ・次の場合に会社は提案を拒絶できるものとする案。

－専ら人の名誉を侵害したまは人を侮辱する目的での提案。

－専ら人を困惑させる目的での提案。

－株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的での提案。

○議題提案権（303条）には制限を及ぼさない案。

2-4 株主提案権の行使要件の引上げの要否

○現行法＝「総議決権の1%以上の議決権または300個以上の議決権」。

- ・300個以上という要件を引き上げるべきとの指摘あり。

←1議決権当たりの投資単位の大きさ、濫用的な行使を考慮。

- ・要件引上げが議決権300個という個数基準の趣旨に反しないかを検討する必要あり。

2-5 株主提案権の行使期限の前倒しの要否

○現行法＝「株主総会の日の8週間前まで」。

- ・期限を前倒しすべきであるとの指摘あり。

←招集通知の早期発送を実現しにくいことが主たる理由。

- ・他方では、行使期限が早まることで株主側が受ける不利益も考慮する必要あり。

III 役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備

1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

1-1 報酬規制の見直し

○会社法361条の規定の趣旨＝お手盛り防止。

- ・報酬規制は取締役に対する動機付けまたは監督として積極的に機能すべきではないか。

1-2 報酬内容の決定に関する方針

○報酬内容の決定に関する方針を定めているときは、株主総会決議の際、当該方針の内容の概要等についての取締役会の判断・理由を説明しなければならないこととする案。

- ・決定過程の透明性・公正性の確保（指名委員会等設置会社についての409条1項参照）。

1-3 金銭報酬債権を現物出資する場合に定款・株主総会決議で定めるべき事項

○金銭報酬債権を現物出資する方法をとる場合は、株式の「具体的な内容」（361条1項3号）を定め、それを相当とする理由を株主総会で説明しなければならないこととする案。

- ・現行法のもとでは、金銭報酬としての規制（361条1項1号）のみ。

- ・新株予約権を金銭報酬債権との相殺構成で交付する場合も同様とする案。

1-4 株式報酬

○募集株式の発行は、払込金額（または算定方法）を常に定めなければならない形で規定（199条1項2号。238条1項2号と対照）。

○募集株式と引換えに金銭の払込みを要しないことができるようすべきかどうかが議論。

○有利発行規制との関係。

- ・交付される株式の公正価値を上回る額を 361 条 1 項 1 号の「額」として定めていれば、有利発行規制の適用はないと考えてよいか。

1-5 配分額の決定の再一任

○株主総会決議で定めた報酬総額の上限の範囲内での各取締役への配分額の決定を、取締役会が代表取締役に再一任することに対して規制を設けるべきか。

- ・再一任を禁止する案、再一任について事業報告でその旨とその理由を開示させる案、再一任することをあらかじめ株主総会決議で定めておく案など。

1-6 事業報告における開示

○事業報告における報酬に関する開示を充実させるべきことが検討。

- ・現行法=総額を事業報告の内容として開示すれば足りる（435 条 2 項、会社則 121 条 4 号）。

○報酬決定に関する方針の概要等。

○361 条 1 項の株主総会決議の日、および決議の内容等。

○報酬の種類ごとの総額。

- ・基本報酬、業績連動の金銭報酬、株式、新株予約権など報酬の種類の内訳と、種類ごとの総額。

○報酬として交付された株式の内容の概要等。

- ・新株予約権についての会社則 123 条 1 項に相当。

○一定の取締役（代表取締役、または報酬 1 億円以上の取締役など）についての個人別の報酬の内容。

2 会社役員賠償責任保険（D & O 保険）に関する規律の整備

○会社役員賠償責任保険=会社役員に対して損害賠償請求がされることで会社役員が受けた損害を填補する責任保険。

- ・会社役員が負担する損害賠償金や防御費用などを填補。通常、会社が保険契約者、会社役員が被保険者。

○保険料負担を含めた保険契約の内容、手続・開示などについて会社法上規定を設ける方向で議論。

○保険契約の内容の決定には、取締役会決議（取締役会設置会社以外では株主総会決議）を要するが、利益相反取引規制は適用しないこととする案。

←任務懈怠の推定規定（423 条 3 項）をこの場面に適用すると賠償責任保険の制度を利便しくくなる。

○開示については、賠償責任保険に関する事項を事業報告の内容に含める案。

3 会社補償に関する規律の整備

3-1 会社補償

○第三者または会社が役員に対して責任追及をし、その結果役員が要した費用等を会社が当該役員に対して負担。

3-2 補償契約

- 費用——役員に対する責任追及を受ける等して当該役員が要する費用について、相当と認められる範囲で補償契約を締結することを認める案。
 - ・役員が善意無重過失であることを問わない。
- 賠償金——役員が第三者に損害賠償責任を負う場合に、善意・無重過失であれば、当該役員が賠償することで受ける損失について補償契約を締結することを認める案。
 - ・会社に対して損害賠償責任を負う場合は対象外。
 - ・会社も当該第三者に損害賠償責任を負い、会社が賠償すれば会社が当該役員に求償できる部分は、補償の対象から除外。
 - 会社が賠償金を補償できる場面は限定的。

3-3 手続・開示規制

- 補償契約の内容の決定、および同契約に基づく補償をする旨の決定には、取締役会決議（取締役会設置会社以外では株主総会決議）を要するが、利益相反取引規制は適用しないこととする案。
 - ←任務懈怠の推定規定（423条3項）、無過失責任の規定（428条1項）、責任の一部免除を認めない規定（428条2項）をこの場面に適用すると、補償の制度を利用しにくくなる。
- 開示については、補償契約に関する事項を事業報告の内容に含める案。

IV 社債の管理の在り方の見直し

1 新たな社債管理制度の創設

- 社債管理者を設置することを要しない社債について、会社が契約に基づき、社債管理者による管理よりも限定された管理を委託できる制度を創設する案。
 - ・現行法=原則として社債管理者設置を要するが、大口の発行または少人数への発行について例外あり（702条、会社則169条）。
 - ・実際上、社債の多くは、例外規定に基づき社債管理者が設置されていない。
 - ←社債管理者の義務・責任・資格要件が厳格で、法定権限が広範であることから、社債管理者設置のコストが大きい。
 - ←社債管理者となる者を確保することが困難。
 - ・社債管理者が設置されていない社債について債務の不履行が発生した事例。社債管理者が設置されていない社債の管理の在り方が議論。
 - ・現行法の枠組みの中では、任意の管理者は期待された役割（破産債権の届出など）を果たすことができないと指摘あり。
- 新たな管理機関の権限。
 - ・(ア)弁済を受ける権限、(イ)破産債権等の届出をする権限を有するとしたうえ、委託契約で定める範囲で、(ウ)支払請求の訴え提起など社債権の完全な満足につながる権限を付与できるとする案。
 - ・この権限行使に必要な範囲で、社債権者集会を招集することができるとする案。

○新たな管理機関の義務・責任。

- ・社債権者に対して善管注意義務および公平誠実義務を負うこととする案。
→ただし 710 条 2 項の損害賠償責任に相当する責任については、前記(イ)の権限を有する場合に限定。

2 社債権者集会に関する規律の見直し

○社債権者集会の特別決議により、社債の元本・利息の全部・一部の免除をすることができる旨の規定を設ける案。

- ・現行法のもとでも 706 条 1 号の「和解」としてすることができるという解釈が有力。
→明文で明確に。

○社債権者全員が書面・電磁的記録により同意をした場合には、社債権者集会の決議を省略することができるものとする案。

- ・株主総会決議（319 条）と同様の決議の省略。
- ・この場合には、裁判所の認可を要することなく、社債権者集会の決議の効力発生。

V 社外取締役を置くことの義務付け等

1 社外取締役を置くことの義務付け

○平成 26 年改正では設置義務付けは見送られ、開示規制にとどめられた（327 条の 2）。

- ・附則 25 条=必要があれば見直すべき事項として明示的に例示。

○社外取締役の選任比率は平成 26 年改正法施行後さらに増加。

- ・東京証券取引所の全上場会社で平成 29 年度 96.9 %、市場第一部では 99.6 %。
- ・もはや設置義務付けは必要ないという意見が多い。

2 社外取締役の要件である業務執行性の見直し

○現行法=社外取締役の資格要件として、「株式会社の業務を執行した」取締役でないことが含まれる（2 条 15 号イ）。

- ・社外取締役への期待の高まり、社外取締役の活動の機会の拡大。
→「業務を執行した」ことになると社外取締役の要件を欠いてしまうという問題。
⇒MBO の際に会社のために買収者と交渉。

○「業務を執行した」とは、取締役が継続的に業務に関与し、または代表取締役らに従属性の立場で業務に関与した場合だけという解釈あり。

- ・社外取締役はどこまでができるかを明確にすべきとの問題意識。

○会社と取締役との利益が相反する状況にある場合に、社外取締役が業務に関する行為（「特定受託行為」）をすることが相当と認めるときは、会社は、取締役会決議に基づき、「特定受託行為」をすることを社外取締役に委託することができる旨の規定を設ける案。

3 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規律の見直し

○取締役会の監督機能重視。

→監査役設置会社におけるモニタリング・モデル採用の提言（日本取締役協会など）。

=取締役会は意思決定権限を大幅に縮小し、主に代表取締役らの業務執行担当者の監督に徹するのがよいとの考え方。

○現行法上、監査役設置会社では、重要な業務執行の決定は取締役会自身で行わなければならぬ（362条4項）。

○次の5つの要件を満たす場合には、監査役設置会社において重要な業務執行の決定の取締役への委任を認めてよいかどうかが議論。

(1) 取締役の過半数が社外取締役であること。

(2) 会計監査人設置会社であること。

(3) 取締役会が経営の基本方針について決定していること。

(4) 取締役会が内部統制システムの整備について決定していること。

(5) 取締役の任期が1年であること。

○他方、モニタリング・モデルを採用したければ、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社に移行すべきとの意見も有力。

VI おわりに